



# 12 介護サービスはどうやったら利用できるの？

**Q** どうしたら公的サービスが受けられるのか、要介護認定を受けるにはどうすればいいのか分からないのでとても不安です。  
[40代]



**A** 介護サービスを利用するためには、まず要介護認定を申請する必要があります。一緒に流れを確認していきましょう！  
(要介護認定後の流れは **13**)



## 要介護認定の流れ

要介護認定の申請から認定までの流れは以下となります。

- 1 申請**  
書類を入手し、お住まいの市区町村の地域包括支援センター(→ **3**)や、役所の窓口で申請します。
- 2 認定調査/主治医意見書**  
市区町村の調査員が自宅や施設を訪問し、心身の状態を確認します。また、市区町村が主治医(かかりつけ医)に「主治医意見書」の作成を依頼します。
- 3 審査判定**  
コンピューターによる一次判断後、認定調査の結果と主治医意見書にもとづき、介護認定審査会が要介護度を判定します。
- 4 認定**  
介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定が行われ、申請者に結果が通知されます。申請から認定の通知までは原則30日以内です。

要介護度ごとに受けられる介護サービスの目安は **14** をチェックしてください。

※要介護認定前から要介護度の見込みにもとづいて介護サービスを受けられる場合もあります。

## 認定調査で確認すること

認定調査では、調査員が以下の項目をご本人やご家族に聞き取ります。

分類	調査内容例
身体機能・起居動作	麻痺があるか、寝返り・起き上がりができるか
生活機能	食べ物を飲み込めるか、排せつができるか
認知機能	意思の伝達ができるか、居場所の理解ができているか
精神・行動障害	被害妄想・作り話をするか、ひどい物忘れがあるか
社会生活への適応	金銭管理ができるか、買い物ができるか
その他	過去14日間に受けた医療

※厚生労働省「認定調査員テキスト2009改訂版」をもとに作成。

## 要介護認定には有効期限がある！

初回は原則6カ月、以降は原則12カ月ごとに要介護度を見直します。サービスの利用継続には認定の更新手続きが必要です。更新時には再度、左記①～④の流れで認定を受けます。